都市計画法第５３条の許可基準緩和について

木造等の３階建てが建てられるようになりました

　都市計画施設（道路、公園等）の区域、または市街地開発事業（土地区画整理事業等）の施行区域内に建築物を建築しようとする場合、都市計画法第５３条第１項に基づく建築許可が必要となります。

　このたび、この許可基準を緩和し、令和４年４月１日から下記のとおり３階建ての建築物についても許可対象となりました。

これまでの許可基準

建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの。

・階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

新たな許可基準（R4.4.1～）

建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの。

・階数が**三**以下で、かつ、地階を有しないこと。

・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

地盤の補強・改良について

不同沈下の防止等の目的で、地盤の補強・改良を行う場合の工法は、**柱状改良工法**とし、別途、地盤調査報告書又はボーリング柱状図、地盤補強・改良の断面図や位置がわかる資料を申請書に添付してください。

※柱状改良工法以外の鋼管杭工法等は許可することができません。

≪問い合わせ先≫

本庄市　都市整備部

都市計画課　計画係

TEL　０４９５－２５－１１３６